

東部中央

とう

ぶ

ちゅう

おう



すみよいまちづくり

土地区画整理事業

平成14年6月17日発行 第15号

発行 白岡町役場都市整備課

白岡駅東部中央土地区画整理事務所

〒349-0217 白岡町大字小久喜1213-1

☎0480-93-6403

梅雨の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年度は、皆様方のご協力により、水道・下水道・街路等の工事を順調に進めることができたとともに、仮換地指定区域の拡大や一部の区域では仮換地の使用収益の開始ができました。あらためて厚く御礼申し上げます。

本年度も、引き続き、街路や上下水道等の工事を順次進めてまいります。工事期間中は、宅地・農地等の使用や道路の通行に支障が生じたり、工事に伴う騒音や工事車両の通行等で、皆様には大変ご迷惑をおかけすることになります。今後とも、より一層のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

14年度の工事予定をお知らせします

今年度予定している工事は次のとおりです（工事箇所につきましては、3ページをご覧ください）。

なお、工事予定箇所は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①	水道・下水道（汚水）工事
②	水道・下水道（雨水・汚水）工事
③	街路工事

工事期間中はご迷惑をおかけしますが、安全対策等に十分配慮しながら進めてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

改選後の審議会がスタートしました

2月17日に執行いたしました土地区画整理審議会委員選挙のうち、所有権者が選挙する委員については候補者の数が定数（7人）と同じであったため、無投票により当選人が決定し、借地権者が選挙する委員（定数1人）については候補者がなかったため欠員となりました。

また、土地区画整理事業について学識経験を有する委員を2人選任いたしました。

改選後初めての審議会が6月5日に開催され、会長1人、副会長2人が選任されました。

改選後の審議会委員は、次の表のとおりです。

（選挙委員・学識経験委員・氏名50音順・敬称略）

岩 上 惣 吉	千駄野469	当選	
岩 上 賢	千駄野778-1	当選	
岡 安 惠 司	千駄野618	当選	副会長
田 口 惠 義	小久喜1185	当選	
中 太 吉 一	千駄野764	当選	
山 崎 紀 男	小久喜1189	当選	副会長
吉 野 好 二	小久喜1476-2	当選	
小野田 憲 司	小久喜1694	選任	
弓 木 航	千駄野743	選任	会 長

任期 平成14年2月18日から平成19年2月17日まで

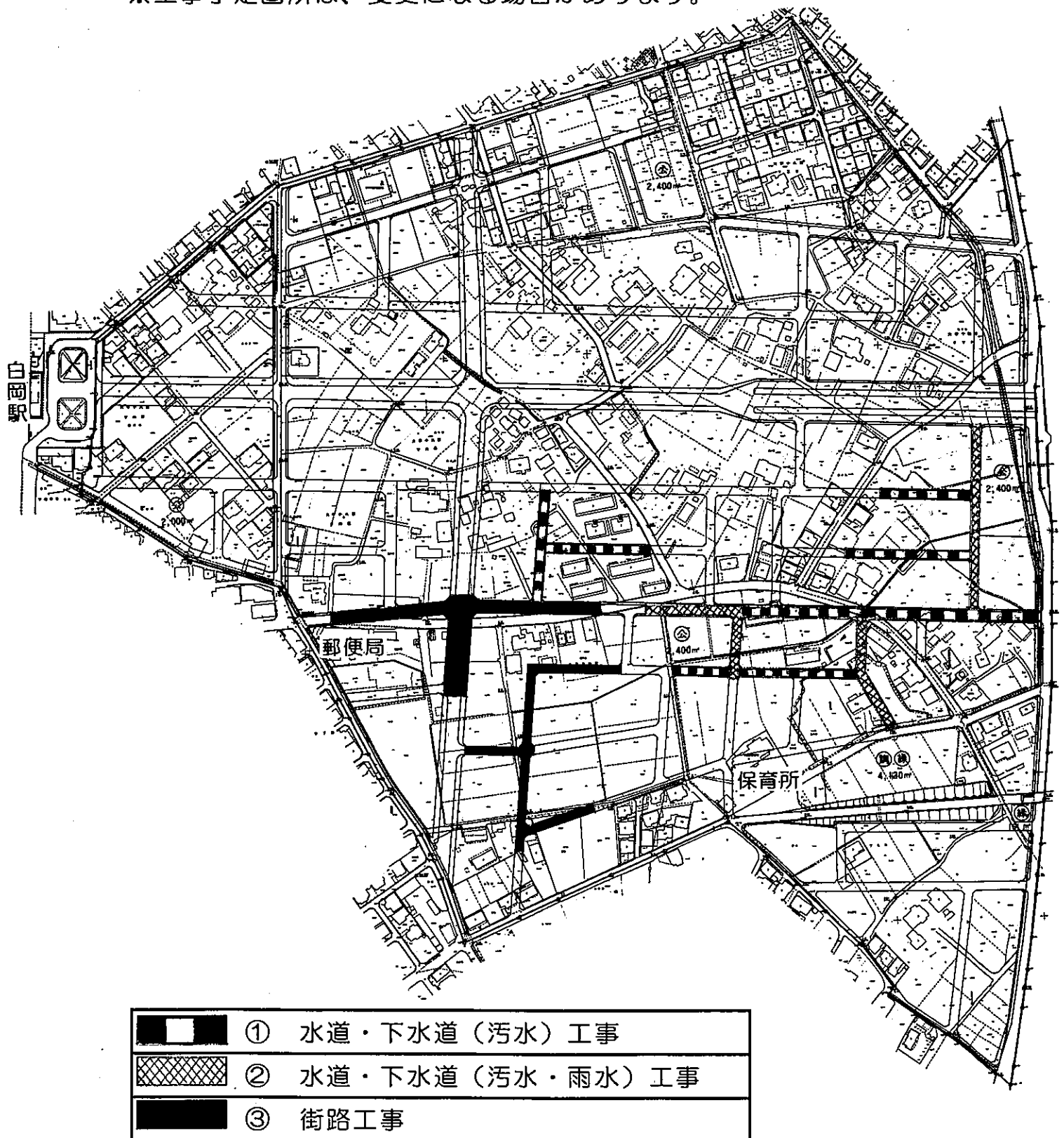
下水道(汚水)供用開始区域の拡大について

昨年度実施した工事の完成に伴い、下水道（汚水）の使用できる区域が広がりました（4ページをご覧ください）。

使用の申し込み等についてご不明な点がありましたら、下水道課または当土地区画整理事務所までお問い合わせください。

平成14年度工事予定箇所

※工事予定箇所は、変更になる場合があります。



下水道（污水）供用区域



すでに供用されている区域



平成14年3月29日付け供用開始区域

建築行為等を行う場合は許可が必要です

事業地区内において建築行為等（建物の新增築はもちろん、土地の掘削・盛土、物件の設置・たい積等も含みます。）を行うときは、土地区画整理法第76条の規定により、許可が必要になります。

建築行為等が可能かどうかは、工事等の進捗状況や整理前後の土地の位置、形状等によって個々に判断することになります。たとえば、仮換地が指定された土地であっても、工事や建物移転の事情等により、ただちに仮換地を使用できない場合や、仮換地は使用できるが、接道の状況等建築基準法上の要件を満たしていない場合等により、建築行為等ができないことがあります。

皆様が建築行為等を行う場合は、街路や下水道等が整備され、仮換地が利用できる時期まで、できるだけ延期していただけるようお願いいたします。

やむを得ない事情等により建築行為等を行う場合には、「その建築物等が事業施行の障害となったときの移転経費等は自己負担になります」といった内容の許可条件を付けさせていただくことがあります。

もし、許可条件に反して、または許可を受けずに建築行為等を行った場合には、現状に回復または移転、除却をしていただくことがあります。

土地区画整理事業の施行の障害とならないよう、また、皆様の二重投資を防ぐため、地区内で建築行為等を計画される場合には、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

土地の所有権移転・分合筆をするときは？

土地の売買・相続・贈与等の所有権移転については、換地処分後の一時期を除き、いつでも行うことができますが、現在の土地の状況だけではなく、仮換地（または仮換地案）の位置・形状・面積等を十分考慮したうえで行ってください。

また、土地の分筆・合筆をされる場合、仮換地（または仮換地案）についても分割・合併が生じることになりますので、仮換地（または仮換地案）を将来どのように利用されるのかを想定し、分筆・合筆をされるようお願いいたします。なお、工事等により土地の現況が変化したため、分筆・合筆ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

これら土地の異動については、届出等が必要になりますので、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

農地転用・土地改良区からの除斥について

農地を転用される場合には、農業委員会へ届け出る前に、当土地区画整理事務所において、従前地の面積と仮換地（または仮換地案）の面積との整合について確認してください。以後の転用面積の把握に支障が生じる場合があります。

また、田について、見沼土地改良区受益地から除斥するときは、あらかじめ当土地区画整理事務所において、除斥面積の確認をしてください。除斥したことを土地区画整理事務所で確認できない場合は、翌年度以降も土地改良区賦課金（水利費）が賦課徴収されることがありますので、ご注意ください。

事業については、本紙をはじめ種々の方法でお知らせしてまいりますので、皆様におかれましては、本事業に対し、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、当土地区画整理事務所までお問い合わせください。